

「刑罰政策における公衆の意識構造の 実証的研究」2021年実施調査の概要

刑罰政策における公衆の意識構造の実証的研究
ワーキングペーパーシリーズ 1

2022年8月

松澤伸・松原英世・岡邊健・松本圭史

目 次

はじめに.....	2
プロジェクトメンバー.....	2
WEB 調査の実施概要	2
WEB 調査の結果の概要	3
FG 調査の実施概要	6
FG 調査の結果の概要	7
資料 WEB 調査 電子調査票	8

はじめに

日本を含む多くの先進諸国において、「国民は犯罪者に対して厳しい対応（現状よりも重い刑罰を科すこと）を望んでいる」という「民意」を根拠に厳罰化が進行している。しかし、はたして「民意」は本当に厳罰化を望んでいるのだろうか。また、そもそも、「民意」とは何を指し、どのようにして把握されるべきものなのであろうか。このような問題意識のもと、われわれは、人々が刑罰をどのように使いたいと考えているのか、さらにいえば、それ（刑罰政策にかかわる「民意」）をどのようにしてつかまえるべきかについて、実証的な検討を行うために、いくつかの調査を実施した。本ワーキングペーパーは、研究の一環として2021年に実施した2つの調査の概要と、これらの調査の基礎的な集計結果を示すものである。

なお、本ワーキングペーパーは、科研費（19H01425）による成果の一部である。

プロジェクトメンバー

松澤伸（早稲田大学）

松原英世（甲南大学）

岡邊健（京都大学）

松本圭史（愛媛大学）

WEB 調査の実施概要

株式会社日本能率協会総合研究所に委託し、同社の保有するモニターに対するインターネットを用いた調査を実施した。対象者は全国に居住する20～69歳の3,120名（男性1,560名、女性1,560名）である。年齢は10歳刻みで、2015年の国勢調査の年齢別人口とほぼ一致するように割り付けた。就業・未就業の別は問わないものとした。調査は、2021年7月10日から7月12日にかけて実施された。

調査内容は、巻末の資料に記載のとおりである。事例は1～4の4種類あるが、実際に回答者に提示されたのは、このうち2種類である。3,120名の回答者を12に等分割し、提示順も考慮した。すなわち事例の提示パターンは、「事例1→事例2」「事例2→事例1」「事例1→事例3」「事例3→事例1」「事例1→事例4」「事例4→事例1」「事例2→事例3」「事例3→事例2」「事例2→事例4」「事例4→事例2」「事例3→事例4」「事例4→事例3」の12種類であり、各パターン260名（男性130名、女性130名）ずつの回答を得た。さ

らに、「事例を提示して回答を求める質問」と「それ以外の質問」の2つの質問群の提示順も2種類用意した（「事例があと」と「事例が前」）。回答者数の詳細は、下記の表のとおりである。

事例提示箇所	提示事例とその順番	男性					男計	女性					女計	合計
		20代	30代	40代	50代	60代		20代	30代	40代	50代	60代		
事例があと	事例1→事例2	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例があと	事例2→事例1	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例があと	事例1→事例3	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例があと	事例3→事例1	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例があと	事例1→事例4	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例があと	事例4→事例1	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例があと	事例2→事例3	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例があと	事例3→事例2	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例があと	事例2→事例4	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例があと	事例4→事例2	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例があと	事例3→事例4	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例があと	事例4→事例3	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例が前	事例1→事例2	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例が前	事例2→事例1	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例が前	事例1→事例3	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例が前	事例3→事例1	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例が前	事例1→事例4	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例が前	事例4→事例1	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例が前	事例2→事例3	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例が前	事例3→事例2	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例が前	事例2→事例4	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例が前	事例4→事例2	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例が前	事例3→事例4	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
事例が前	事例4→事例3	11	12	15	14	13	65	11	12	15	14	13	65	130
合計	合計	264	288	360	336	312	1560	264	288	360	336	312	1560	3120

WEB 調査の結果の概要

以下の4つの質問はいずれも、「(1)賛成である」「(2)どちらかといえば賛成である」「(3)どちらともいえない」「(4)どちらかといえば反対である」「(5)反対である」の5つの選択肢を提示して回答を求めた。以下において「賛成」は(1)+(2)の割合を、「反対」は(4)+(5)の割合を示している。なお、ここでの数値は、「事例があと」の回答者における集計結果である（いずれも n=1,560）。

Q1：犯罪者は長期間刑務所に入れておくべきだという意見に、あなたは賛成ですか。

賛成 (67.7%) 反対 (5.6%)

Q2：犯罪者は今よりも重く処罰されるべきだという意見に、あなたは賛成ですか。

賛成（65.8%） 反対（4.2%）

Q3：覚せい剤を使用した者は治療施設よりも刑務所に入れるべきだという意見に、あなたは賛成ですか。

賛成（39.7%） 反対（23.5%）

Q4：あなたは、死刑制度に賛成ですか。

賛成（65.4%） 反対（7.8%）

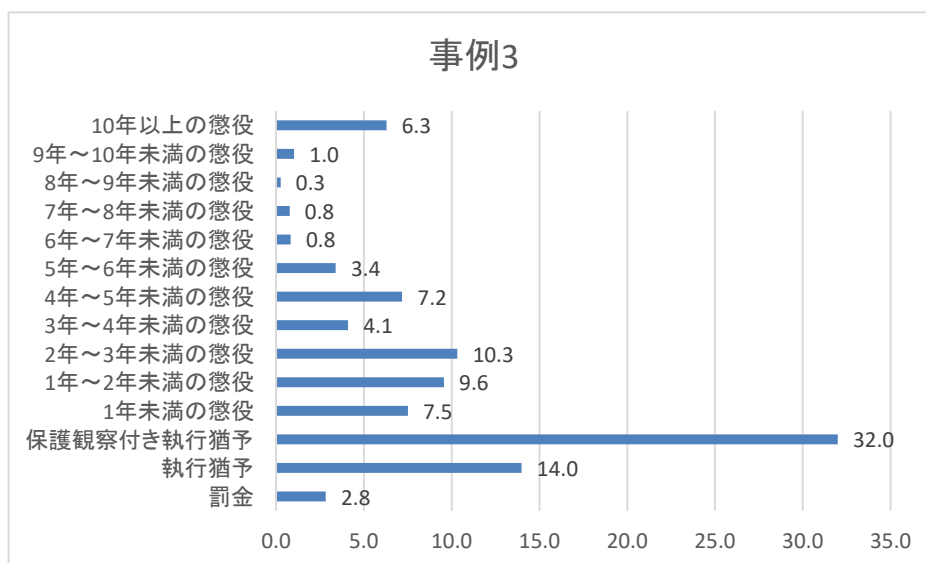
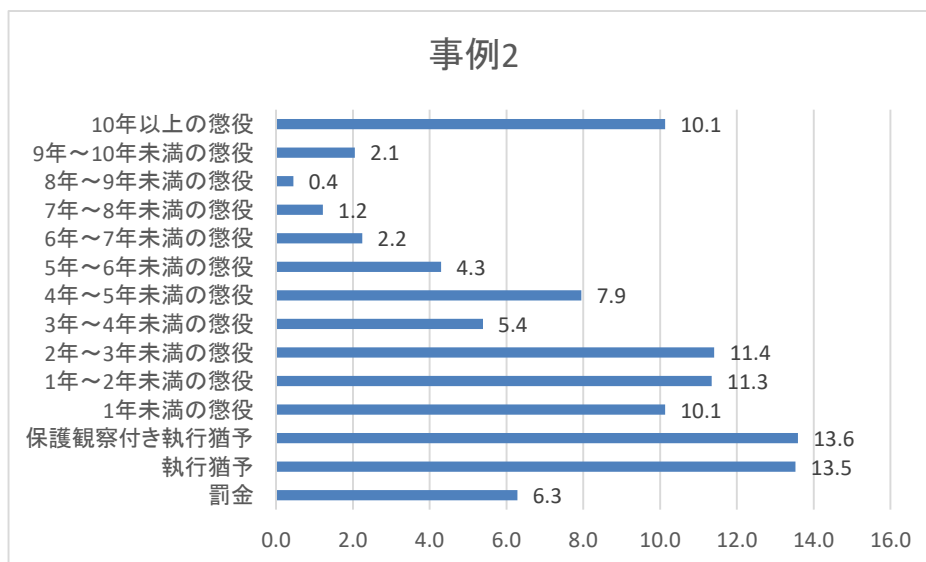
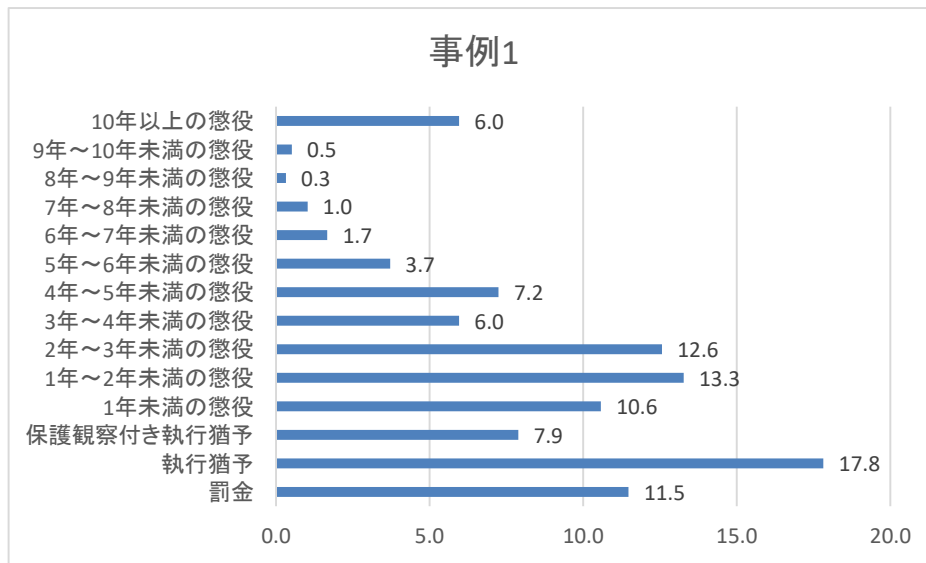
次に、各事例に関する質問への回答結果を示す。各事例について、以下の3つの質問を行い、「罰金」「執行猶予」「保護観察付き執行猶予」「1年未満の懲役」「1年～2年未満の懲役」「2年～3年未満の懲役」「3年～4年未満の懲役」「4年～5年未満の懲役」「5年～6年未満の懲役」「6年～7年未満の懲役」「7年～8年未満の懲役」「8年～9年未満の懲役」「9年～10年未満の懲役」「10年以上の懲役」の14個の選択肢からから1つ選択することを求めた。

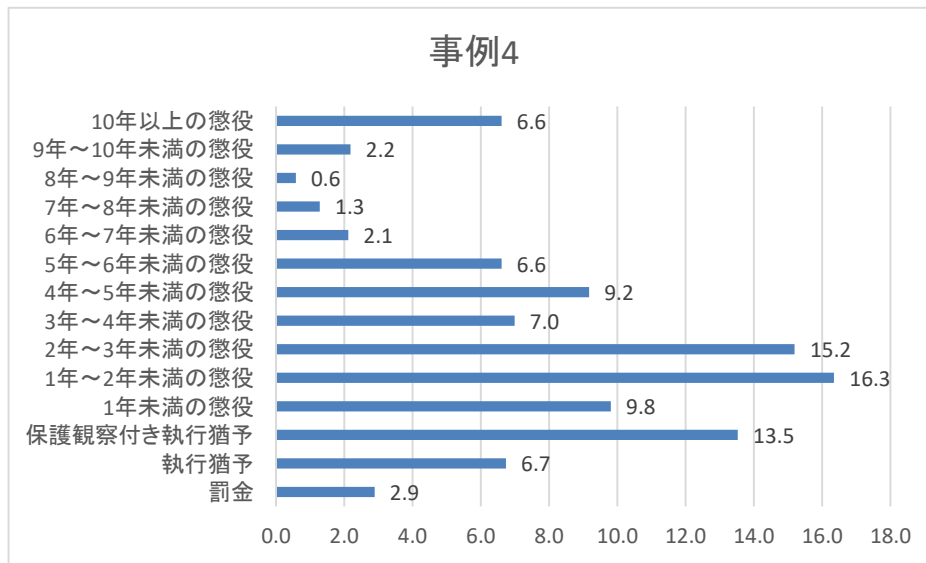
- 1) 裁判所ではどのような刑罰になると思いますか。
- 2) あなた自身はどのような刑罰がふさわしいと思いますか。
- 3) 世間の人々はどのような刑罰がふさわしいと考えていると思いますか。

各事例の実刑率は、以下の通りであった（単位：%）。なお、ここでの数値は、「事例があと」と「事例が前」の両方の回答者における集計結果である（いずれも n=1,560）。

	裁判所	あなた	世間
事例1（横領）	55.4	62.8	65.3
事例2（強姦）	53.1	66.6	71.0
事例3（薬物）	40.9	51.2	56.2
事例4（強盗）	65.5	76.9	78.6

以下は、「2）あなた自身はどのような刑罰がふさわしいと思いますか。」への回答分布を示したものである（単位：%）。「事例があと」と「事例が前」の両方の回答者における集計結果である（いずれも n=1,560）。





FG 調査の実施概要

株式会社日本能率協会総合研究所に委託し、首都圏に居住する20～69歳の男女を対象に、フォーカスグループインタビューの形式による調査を行った。1グループを8名で構成し、全12グループで調査を実施した。調査は、2021年11月13日から12月6日にかけて実施された。2グループで、当日のやむを得ない事情による不参加者が生じたため、最終的な協力者の総数は94名であった。

調査は1回あたりおよそ2時間かけて、次の手順で行われた。

- (1) 「調査票1」に自記回答してもらう(約10分)。WEB調査で用いたものと同一の4つの事例(巻末の資料参照)をすべて提示し、それぞれについて「どのような刑罰がふさわしいと思うか」を尋ねた(選択肢は14)。WEB調査と同様に、刑罰の説明を付した。
- (2) 模擬裁判のビデオを視聴(事例は全4種類のうちいずれか1つ、約20分)。
- (3) 「調査票2」に自記回答してもらう(約5分)。ビデオに登場した被告人に「どのような刑罰がふさわしいと思うか」を尋ねた(選択肢は14)。
- (4) 懲役に関する解説ビデオ(約10分)を視聴後、懲役のメリット・デメリットを司会(委託業者のリサーチャー)のファシリテートのもとで意見交換(約15分)。その後、執行猶予、保護観察付き執行猶予、罰金のそれぞれについて同様の手順で、ビデオ視聴(それぞれ約5分)と意見交換(それぞれ約10分)を繰り返してもらう。
- (5) 「調査票3」に自記回答してもらう(約5分)。(4)をふまえて、あらためてビデオに登場した被告人に「どのような刑罰がふさわしいと思うか」を尋ねた(選択肢は14)。
- (6) (3)と(5)とでふさわしいと回答した刑罰に変化があったか否かを、その理由とともに

述べてもらう（約5分）。

FG 調査の結果の概要

ふさわしいと思う刑罰は、WEB 調査と同様に、「罰金」「執行猶予」「保護観察付き執行猶予」「1年未満の懲役」「1年～2年未満の懲役」「2年～3年未満の懲役」「3年～4年未満の懲役」「4年～5年未満の懲役」「5年～6年未満の懲役」「6年～7年未満の懲役」「7年～8年未満の懲役」「8年～9年未満の懲役」「9年～10年未満の懲役」「10年以上の懲役」の14個の選択肢からから1つ選択させた。

実刑率は、以下のとおりであった（単位：％）

	事例読後	ビデオ視聴後	意見交換後
事例1（横領）（n=23）	§50.0	§36.4	34.8
事例2（強姦）（n=24）	75.0	70.8	50.0
事例3（薬物）（n=23）	30.4	43.5	13.0
事例4（強盗）（n=24）	91.7	79.2	54.2

§：無回答が1名いたため除外して集計

資料 WEB 調査 電子調査票

刑罰への意識に関するアンケート

このたびは刑罰に関する意識についての調査を行っております。ご回答の内容は厳重に守られます。どうぞよろしくお願いいたします。

調査主体: 早稲田大学 松澤伸研究室(愛媛大 松原英世、京都大 岡邊健と共同で実施しています)

注意事項

回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。

回答は、各ページ60分以内に送信をしてください。

JavaScriptおよびCookieを有効にしてください。

次へ

各設問分をお読みいただき、ご回答ください。

あなた自身についてお伺いいたします。

F1 あなたの性別をお答えください。(1つだけ選択)

男性

女性

次へ

*以下、本資料においては「次へ」ボタンは割愛する。

F2 あなたの年齢をお答えください。(1つだけ選択)

20歳未満

20～29歳

30～39歳

40～49歳

50～59歳

60～69歳

70歳以上

F3 あなたの現在の居住地(都道府県)をお答えください。

選択して下さい▼

F3-1 あなたの現在の居住地(市区町村)をお答えください。

東京23区・県庁所在地

県庁所在地以外の政令指定都市

その他の市

町村

F4

あなたが最後に通った学校を、中退の場合や在籍中も含めてお答えください。(1つだけ選択)

小・中学校

高校

短大・高専・専門学校

4年生大学・大学院

F5

次のような意見について、あなたはそう思いますか、それともそうは思いませんか。(1つだけ選択)

1/4

① 権威のある人々にはつねに敬意を払わなければならない

そう思う

どちらかといえばそう思う

どちらともいえない

どちらかといえばそう思わない

そう思わない

2/4

- ② 以前からなされていたやり方を守ることが、最上の結果を生む

(選択肢同上)

3/4

- ③ 伝統や習慣にしたがったやり方に疑問を持つ人は、結局は問題をひきおこすことになる

(選択肢同上)

4/4

- ④ この複雑な世の中で何をなすべきかを知る一番よい方法は、指導者や専門家に頼ることである

(選択肢同上)

F6

あなたは、政治について、どの程度関心がありますか。
(1つだけ選択)

- 非常に関心がある
- ある程度関心がある
- あまり関心がない
- まったく関心がない

以下の質問を読んで、あなたの考えにもっとも当てはまる選択肢をお選びください。

1/4

Q1. 犯罪者は長期間刑務所に入れておくべきだという意見に賛成ですか。
(1つだけ選択)

- 賛成である
- どちらかといえば賛成である
- どちらともいえない
- どちらかといえば反対である
- 反対である

2/4

Q2. 犯罪者は今よりも重く処罰されるべきだという意見に、あなたは賛成ですか。
(1つだけ選択)

(選択肢同上)

3/4

Q3. 覚せい剤を使用した者は治療施設よりも刑務所に入れるべきだという意見に、あなたは賛成ですか。
(1つだけ選択)

(選択肢同上)

4/4

Q4. あなたは、死刑制度に賛成ですか。（1つだけ選択）

（選択肢同上）

以下の質問を読んで、あなたの考えにもっとも当てはまる選択肢をお選びください。

1/1

Q5. あなたは、裁判所を信頼していますか。（1つだけ選択）

- 信頼している
- どちらかといえば信頼している
- どちらともいえない
- どちらかといえば信頼していない
- 信頼していない

■ 回答する際のご留意点(1/2)

ここからは2つの犯罪事件の事例について、あなたの考えをご回答いただきます。

ご回答いただくにあたって、下記回答方法・用語についてご一読の上、ご回答ください。

※なお、調査内の事例に出てくる、人名、企業名等の名称は、仮称のため実在いたしません。

2つの異なる犯罪事件についての記述があります。
それぞれの事件についての記述を読んだ後に、次の 1)～3)の質問に答えてください。

【質問内容】

- 1) 裁判所ではどのような刑罰になるとお思いますか。
- 2) あなた自身はどのような刑罰がふさわしいとお思いますか。
- 3) 世間の人々はどのような刑罰がふさわしいとお考えているとお思いますか。

■ 回答する際のご留意点(2/2)

質問に答えていただく前に、その選択肢となる刑罰について簡単に説明をさせていただきます。

こちらを読んでから、犯罪事件の記述、それに関する質問へと進んで下さい。

【選択肢となる刑罰について】

罰金は
対象者に一定の金額を国庫に納入させる刑罰である。

懲役は
対象者を一定の期間、刑務所に収容することで自由を奪うとともに、その間、刑務所内において工場労働等を行わせる刑罰である。

執行猶予は
一定の期間刑務所への収容を猶予し、その期間に再び犯罪を行わなかった場合には、刑務所への収容を行わないことである。

保護観察付き執行猶予は
執行猶予となった者に、その執行猶予期間中、保護観察に付けるものである。
保護観察は、対象者との面接をとおして普段の生活を把握し、再び犯罪へと至らないように対象者に指示、処遇、援助等を行うことである。

枠内の犯罪事件についての記述を読んで、それに続く3つの質問に答えてください。

(ひとつめの事例を表示)

質問への回答にあたっては、あなたの考えにもっとも当てはまる選択肢を1つだけお選びください。

1/3

裁判所ではどのような刑罰になると思いますか。（1つだけ選択）

- 罰金
- 執行猶予
- 保護観察付き執行猶予
- 1年未満の懲役
- 1年～2年未満の懲役
- 2年～3年未満の懲役
- 3年～4年未満の懲役
- 4年～5年未満の懲役
- 5年～6年未満の懲役
- 6年～7年未満の懲役
- 7年～8年未満の懲役
- 8年～9年未満の懲役
- 9年～10年未満の懲役
- 10年以上の懲役

事例は以下のとおりである。回答者には、この中から2つの事例が示された。

【事例1】

AはX銀行に勤める銀行員である。Aは勤務成績もよく、上司や同僚からの評価も悪くない。就職後数年が経ち、仕事にも慣れてきたAは、資産運用にも詳しくなろうと考え、私的に（仕事とは別に）株や金融商品等への投資を始めた。

ある時、Aが担当する顧客であるBから、「X銀行のB名義の預金口座から4百万円を引き出し、Bの孫の預金口座に入金してほしい」との依頼があった（その金は大学に進学する孫の学費にあててもらおうとBがコツコツと貯めてきた金である）。

そこで、Aは、B名義の預金口座から4百万円を引き出したが、ちょうど株の取引に失敗して大きな損失を出していたAは、その損失を挽回しようとして、この金を私的な株取引に使ってしまった。Aは、この株取引で利益を出した後に、Bに4百万円をこっそりと返しておけばいいと考えていたが、うまい具合に利益は出なかった。

4百万円については、銀行から弁済があり、Bの手元に戻ったけれども、信頼していたAに裏切られたことで、Bは相当な精神的苦痛を受けた。

Aの行為によって、Aが勤める銀行には4百万円の被害が生じた。

裁判でAは、被害額は全額弁償したいと述べていた。

Aは30歳。前科はない。

【事例2】

職場の上司に仕事上のミスを指摘され、叱責されたCは、そのう憂さを晴らそうと、仕事終わりに同じ会社に勤める後輩と飲みに出かけた。

その後、自宅マンションに帰ってきたCは、酔っ払っていたために、エレベーターを降りる階を間違え、自室の一つ下の部屋に来てしまった（本人は自分の部屋だと思っていた）。

ドアノブを回したところ鍵がかかっておらず、おかしいなとは思ったものの、そのまま部屋の中へ入っていくと、ベッドで女性が寝ているのが目に入った。

Cはこの女性とは何度かマンション内ですれちがったことがあり、その容姿や雰囲気から、この女性に対してほのかな好意を抱いていた。

肌を露出させて寝ていたこともあり、ついムラムラしたCは、性交しようとして、寝ている女性に覆いかぶさった。

そうしたところ、女性は目を覚まし、激しく抵抗した。

そこで、Cは女性の両腕を押さえつけ、なおも性交しようとしたが、女性に大声を出されたので、慌ててその場を立ち去った。

性交には至らなかったものの、女性はその両腕に治療に5日を要するケガを負った。

事件後、Cは弁護士をとおして女性に慰謝料として2百万円を支払うも、示談の成立に

は至っていない。

職場の上司から、今後Cをきちんと監督していく旨の嘆願書が出されている。

Cは30歳。大学卒業時に就職した会社に勤めるふつうのサラリーマン。前科はない。

【事例3】

総合病院に医師として勤務するDは、かねてより夜勤等の激務で慢性的に疲れ気味であった。そんなおり、同僚の医師が退職したことから、さらに仕事量が増えるとともに、休みを取ることも難しくなっていた。

このままでは体がもたないと思っていたところ、以前に雑誌か何かで目にした、「覚せい剤を使えばシャキッとすする」、「覚せい剤を使えば徹夜で仕事をしても疲れしない」との、覚せい剤使用者による体験談の記事を思い出した。

どうにかして覚せい剤を手に入れたDは、早速それを試してみた。すると、その記事にあったとおり、頭がシャキッと、疲れも取れたような気がした。それ以後、Dは疲れがたまってくる度に覚せい剤を使用するようになり、いつしかその常用者となっていた。

ある日、Dは勤務中に気を失い、そのまま病院で検査を受けることとなり、その結果、Dが覚せい剤を常用していたことが発覚した。

勤務先の病院は解雇され、医師免許も剥奪される見込みである。

裁判では、母親が以後Dをきっちりと監督していくことを述べていた。

Dは30歳。前科はない。

【事例4】

午前6時を少し過ぎた頃に、Eは目出し帽をかぶってコンビニに入っていた。その時、店には大学生風の男性店員1人しかいなかった。Eはレジのあるカウンターに近づき、店員を脅すように包丁を手にしてかまえた。

「金を出せ!」とEは叫んだ。店員はとっさに反応できなかったのも、Eはカウンターの中にまわって、店員に包丁を突きつけた。Eは「レジを開けろ!金をわたせ!」と叫び、店員をカウンターの方へ押しやった。店員がレジを開けたところ、中には3万円分の紙幣と5千円分の硬貨が入っていた。Eは片方の手で紙幣をつかみ、と同時に、もう片方の手で包丁を持って脅しながら、「もっと金をよこせ!残りの金はどこにあるんだ?」と叫んだ。

そうしたところ、コンビニに自転車でやってきた客が目に入ったので(その客は入り口横に自転車をとめようとしていた)、Eは手にした3万円分の紙幣を持って、急いで逃走した。

店員にケガはなかった。

裁判では、父親(運送会社経営)が、今後はしっかりとEの面倒を見ていくことを述べていた。

Eは30歳。高校を卒業後、複数の飲食店で働いていた。金遣いが荒く、犯行当時はカードローンで多額の借金を抱え、金に困っていた。前科はない。

けいばつせいさく こうしゅう いしきこうぞう じっしょうてきけんきゅう
「刑罰政策における公衆の意識構造の実証的研究」

ねんじっしちょうさ がいよう
2021年実施調査の概要

けいばつせいさく こうしゅう いしきこうぞう じっしょうてきけんきゅう
刑罰政策における公衆の意識構造の実証的研究ワーキングペーパーシリーズ 1

発行日:2022年8月31日

著者・発行者:まつざわしん まつばらひでよ おかべたけし まつもとよしふみ
松澤伸・松原英世・岡邊 健・松本圭史